

菅谷中学校 部活動について

1 部活の種類（男女に○があるものは、同一部内で男女混合の活動となる）

部活動名	男子	女子
吹奏楽	○	○
芸術	○	○
野球	○	○
男子ソフトテニス	○	×
女子ソフトテニス	×	○

部活動名	男子	女子
男子バスケットボール	○	×
女子バスケットボール	×	○
女子バドミントン	×	○
女子バレーボール	×	○
剣道	○	○

- ◆上記の部活動における兼部は原則認めない。（故障リスク回避のため）
- ◆部活動として設置がない種目（陸上、水泳、柔道など）への個人参加も認める。
 - 4月、7月に希望調査を行い、出場規定を満たしたうえで、参加手続きを行った者に限る。
 - 原則として学校での練習は行わない。ただし希望があれば条件を限定し認めることもある。
 - ※個人参加競技の大会引率は原則保護者が行う。
- ◆10月に行われる「駅伝」については参加者を募り、学校で練習も行う。
 - 練習は通常の部活動を優先する。

2 入部、転部、退部

- (1) 入部については任意とする。
- (2) 本入部後、適応できない等の諸事情がある場合、転部や退部をすることが可能。
ただし、その際は担任、新旧顧問、保護者とよく話し合うこと。
進退が決定したら、退部届を旧部活動顧問に、入部届を新部活動顧問に渡す。
- (3) 新たな入部または転部の希望があった場合、該当者に5日程度の「仮入部期間」を特別に設ける。
ただし、退部手続きが完了していること。
- (4) 2, 3年生は年度初めに「継続届」を顧問に提出することで部活動継続とみなす。
※継続届を出す意思がない場合は退部手続きをとる。
- (5) 所属が変わったときには、生徒情報を変更する。

3 放課後の練習

- (1) 平日の活動は週4日間とする。
- (2) 活動終了時刻（完全下校10分前）までに、各部において片付けや挨拶を済ませる。
- (3) 完全下校時刻を厳守する。
- (4) 活動終了時刻および下校時刻は以下のとおりとする。（朝練習の詳細は後述あり）

期間	活動終了	完全下校	朝練
1学期中	17:50	18:00	×
9/1~9/14	17:35	17:45	×
9/15~9/30	17:20	17:30	×
10/1~10/14	17:05	17:15	×
10/15~11/14	16:35	16:45	×
11/15~12/31	16:20	16:30	○

期間	活動終了	完全下校	朝練
1月	16:35	16:45	○
2/1~2/14	16:55	17:05	○
2/15~2/28	17:05	17:15	×
3/1~3/14	17:20	17:30	×
3/15~3/31	17:35	17:45	×
特別日課	活動は最大2時間程度		

4 練習の中止

- (1) 入学式、体育祭、合唱祭、生徒会専門委員会、卒業式、定期テスト 5 日前から終了日、会議等の日
- (2) その他、天候不良などの校長が定めたとき
- (3) 学校閉庁日

※「練習の中止」とは朝、放課後を含めた終日を原則対象とする。

5 活動時間

- (1) 1 日の活動時間は、平日では 2 時間程度、学校の休業日は 3 時間程度とする
※できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動となるよう工夫をする。
- (2) 試合等で活動時間が長くなる場合は、事前に保護者に説明の上、理解を得ておく。

6 朝練習

- (1) 原則なしとする。ただし、希望があれば以下の期間に実施することもできる。
 - ①大会（学総、新人戦、県大会以上、またはそれに準ずる発表会等）2 週間前
 - ②11 月 15 日～2 月 14 日までの、放課後の活動時間が短い冬期◆朝練習を実施する際には事前に校長の許可を得るとともに、活動計画を提示する。
- (2) 許可された部活においても、以下の場合は朝練習を実施することはできない。
 - ①「4 練習の中止」で定められた日や期間
 - ②給食がない日（保護者負担を軽減するため）
 - ③顧問がいないとき
- (3) 朝練習は 7:30～8:00 の間で活動を認める。（準備・片付けは含まない）

7 休日練習

- (1) 練習時間は原則 3 時間程度とする。（試合等の場合においてはその限りではない。）
- (2) 練習試合を行う場合は、事前に顧問から生徒に連絡をする。
- (3) 校舎内の立ち入りは原則職員玄関を使用し、下校前に顧問とともに施錠を確認する。

8 放課後特認練習

- (1) 以下の「大会」3 週間前は校長の許可を得て「放課後特認練習」をすることができる。
・県大会・関東大会・全国大会に相当するもの、アンサンブルコンテスト
- (2) 「特認練習」は放課後の活動時刻を 30 分延長することができる。
- (3) 「特認練習」を行う際には校長の許可、活動計画の作成、生徒・保護者の賛同を得ること。
※特に秋～冬は日没が早まるため、下校方法についても確認をすること。

9 長期休業中の練習

- (1) 夏期休業中の練習は 20 日程度とする。
- (2) 長期休業中は、原則週に 2 日以上以上の休養日や、生徒にある程度の長期の休養期間を設ける。
- (3) 平日の活動時は職員室内の札を貼るなど、活動の有無が分かるようにする。

1 0 休養日

- (1) 職員会議等教職員の会議がある日や「ふれあいデー」は「部活動なし」の日とする。
- (2) 基本的には週休日のどちらか、及び平日の1日は休養日とする。
※「週休日のどちらか」とは、ひと月のトータルとする。よって、月に4日は休養日とする。
また、「平日の1日は休養日」とは、基本的には週1日、平日を休養日とすることである。
職員会議や研修も平日1日の休養日に含まれる。

1 1 登下校

- (1) 学校がある日の登校は制服または体育着、ジャージ、ウィンドブレーカーとする。
※下校は上記のほかに、部活で統一したTシャツやユニフォーム等の活動着も可とする。
- (2) 休日の登下校は、制服または体育着、ジャージ、ウィンドブレーカー、部活の活動着とする。

1 2 部活としての休部・廃部規定

- (1) 以下に該当する場合、部活動を「休部対象」とする。(休部…平日も含めた活動をしないこと)
 - ・大会（以下、学総と新人戦を指す）参加の際、総部員数が「0」の場合
 - ・常時活動日に活動する生徒が「0」の日が、活動日の半分以上ある場合
 - ・小学校5，6年生に事前調査を行い、今後単独チームを結成することが困難と思われる場合
- (2) 「休部対象」の部活動が出た場合、存続の可否について校内で以下の対応を原則として検討する。
 - ・合同チームなどにより十分な活動が見込めるため、これまで通り活動を継続する。
 - ・新年度における部員の募集を停止し、所属する部員が活動を終えた時点で休部とする。
 - ・十分な活動ができないため、校長の定める日から休部とする。
 - ・個人で出場できる種目については保護者引率のもと、個人参加という形にする。
- (3) 休部状態が2年続いた場合は廃部とする。
- (4) 毎年小学校5，6年生に事前調査を行い、今後の活動の見通しを持つこととする。

1 3 新1年生の扱い（本入部前後の流れ）

- (1) 部活動見学、仮入部を経て本入部とする。
- (2) 本入部するまではラケットやシューズ等の道具の購入は促さない。
- (3) 本入部するまでは休日の練習には参加させない。
- (4) 部活動見学、仮入部の参加は原則任意とする。
- (5) 本入部から部活動保護者会までは「試行期間」とし、所属を変えても「退部」扱いにはしない。
※ただし、退部の手続きと同じように顧問、保護者等の連絡は密に取ること。
- (6) 部活動保護者会を行うまでは原則休日の練習への参加はさせない。
※ただし、本人、保護者と確認の上、緊急連絡方法を把握している場合は参加も可とする。

1 4 3年生の扱い

- (1) 原則、運動部は学校総合体育大会を終えた時点で「引退」とする。
※芸術部と吹奏楽部はそれぞれ最後の活動を事前に決めておく。
※ただし、吹奏楽部のアンサンブルコンテストについては希望する3年生の参加も認める。
- (2) 「引退」した3年生は原則その後の平日の部活動には参加しない。
※ただし、学校総合体育大会県大会以上に向けた練習に限り、練習相手としての活動を認める。
その際は、本人、保護者、顧問でよく話し合い、学校長の許可を得ること。
- (3) 「引退」した3年生は原則その後の休日の部活動には参加しない。
※ただし、進学後の活動を考慮し、以下の条件を守る場合は参加を認める。
※保護者と同意があり、事前に顧問と学校長の許可を得ること。
 - ・学校のきまりを守っていること。不要物を持ち込まないこと。
 - ・集合時間を守るとともに、最後の片付け等まで参加をすること。
 - ・学業に支障を来していないこと。
 - ・部活動で定められた服装または学校指定の制服、体育着等を着用していること。
 - ・あくまでも1, 2年生の活動をサポートする立場であることを自覚し、活動すること。
 - ・適切な言動を心掛け、1, 2年生と同等以上の熱量で活動に取り組むこと。
 - ・保護者とよく話し合い、活動に対して理解を得ておくこと。
 - ・活動の様子を見て、顧問の判断で参加を中止することがある可能性を理解していること。
 - ・1週間以上前に参加希望を顧問に伝えること。
 - ・部活への負担を考慮し、参加回数を限定すること。

1 5 その他

- (1) 町や県、国の方針に沿って部活動を行うように努める。
- (2) 給食がなくて午後活動する場合には弁当を用意し、原則自分の教室で食べる。
※部室内等での飲食は禁止。飲み物を持ってくる場合には水筒に入れてくる。
- (3) 帰りの会終了後、荷物は部室または部で決められた場所に持っていく。
- (4) 校舎内のトレーニングは原則として禁止。(雨天時に限って、顧問の指導の下に行うことも可)
※ただし、ランニング、ダッシュなど危険な活動は禁止。
- (5) 服装は、学校指定の体育着、ジャージ、または部でそろえたユニフォームとする。
- (6) 運動部の規定人数が足りなくなったときは、一時的に所属を認めることもある。
※ただし、事前に本人と保護者、学校長の了解を得ること。